

独立行政法人日本芸術文化振興会 一般事業主行動計画

独立行政法人日本芸術文化振興会では、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるために平成17年から施行された次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しています。

1. 計画期間 平成27年6月11日～平成32年3月31日

2. 内 容

目標1 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員 取得できる環境を維持すること。

女性職員 取得率100%の現状を維持すること。

〈対策〉

- ・ 内部ホームページを活用した分かりやすい情報の周知・啓発の実施をし、職場環境の整備を行う。

目標2 平成32年3月までに、年次有給休暇の取得日を、全員が最低年間5日以上取得できる職場環境を整える。

〈対策〉

- ・ 3か月ごとに各課別の取得率を算出し、取得率の低い課については、原因の調査を行い、管理職（課長）に対し取得促進を促す等、全員の最低日数取得に向け、職場環境の整備を行う。

目標3 育児休業をすることができる期間を子が3歳に達する日までとする。

〈対策〉

- ・ 育児休業等に関する規程を改正する。職員に周知し、育児休業をしやすい職場環境を整える。

目標4 所定勤務時間の短縮措置を受けることができる期間を子が小学校就学の始期に達するまでとする。

〈対策〉

- ・ 育児休業等に関する規程を改正する。職員に周知し、所定勤務時間の短縮措置が取得しやすい職場環境を整える

目標5 平成32年3月までに、子供が保護者の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」を実施する。

〈対策〉

- ・ 平成27年度 子供参観日の実施について検討を開始する。